

区長公選実現と特別区政

佐藤 竺一

区民待望の区長公選制復活が、先の第七十二通
常国会における地方自治法改正で決まった。思え
ば、27年8月法改正で廃止以来、実に四半世紀に
もなんなんとする長い自治へのたがひであった。

来春法改正発効後の特別区の性格は、これまでと
は基本的に異なるものとなることに留意しなければ
ならない。



さとう・あつし
成蹊大学教授/
行政学

来春は、四年に一回の統一地方選挙と、二十三年ぶりの区長選挙が
行われる。八十万区民の住む世田谷区の行政がどのように進められて
いくか、大きな関心を示すときだ。

また第二に、人事権の移管により、従来区の幹
部職員はほとんどが、都からの配属職員だった変
則性があらためられる。ただし、これにはなお身
分の切替えなど、発足までに片づけなければなら
ない難問が控えている。しかしながら他方、自治
権確立に不可欠のものとして財政自主権だけは
在来のまま放置された。したがって、毎年くり返
されてきた都区財政調整の折衝はそのまま残され
これが自主性を強める各区のあいだの対立を一層
助長する心配は消えていない。

ともあれ今回の改正は、いうまでもなく、国か
ら与えられた恩恵ではなく、逆に練馬区に始まる
区民の手による準公選運動の成果であった。この
運動が、品川、大田、練馬と準公選をつぎつぎに
実現させた結果、政府としては法律の規定が無視
され、その権威が失墜するという危機感を抱くに
いたり、法改正へと進んだわけである。

- 第二次定例会は、6月17日から24日までの
八日間開かれ、次の議案を可決した。
各会計補正予算三、印鑑条例など条例改正
七、小中学校校舎増改築工事などの請負契約
二十二、継続審議であった細網七号を含む区
道認定八、それに開発公社の改組、高齢者慶
祝用品の購入、保養所の取得、農業委員会選
任委員推薦の合計四十四件。
そのほか、17日の本会議で、繰越明許費計
算書など報告十四件が行われた。
● 一般会計第二次、国保・中学校給食費会計
第一次補正予算(賛成全員)
● 三件の記事は二ページに別掲。
● 印鑑条例改正(賛成全員)
本人に代わって印鑑の登録・証明を申請す
る場合、従来は収入印紙を貼った委任状が必
要だったが、代理人選任届(印紙不要)でも
よいとの解釈が示され改正するもの。
● 生業資金貸付条例改正(賛成全員)
貸付限度額三〇万円(特認四〇万円)を四
〇万円(五〇万円)にアップ。
● 児童手当条例改正(賛成全員)
児童手当法の全面施行に伴い、手当の名称
を変更し、該当事項が重複する場合も全額合
算(手当額は実質アップする)できるように
改定。
● 児童手当は第一子目から支給すべきだと
の委員会意見が付された。
● 国保条例改正(賛成全員)
保険料最高額五万円を八万円に引き上げ、
減免の範囲を拡大。施行は10月1日から。
● 世田谷北川荘の取得(賛成全員)
● 北川荘新設に伴う保養所条例改正(賛成)
以上二件の記事は二ページに別掲。
● 職員給与条例改正(賛成全員)
都職員と同様に区職員給与の暫定引上げ。
● 小中学校校舎・プール増改築工事請負契約
十五件(賛成全員)

- 中里小 一億一五〇〇万円 (伊東兄弟)
赤堤小 一億二二七〇万円 (小原建設)
城山小 一億四七八万円 (門脇建設)
東玉川小 一億五二〇〇万円 (森野建設)
桜町小 一億八五六万円 (東建設)
松丘小 一億四七二六万円 (横山建設)
笹原小 一億七五九万円 (折原工務店)
等々力小 九六四六万円 (田中建設)
明正小 八五六四万円 (林工業)
緑丘中 一億九八四〇万円 (柴田)
富士中 一億五六五〇万円 (米組)
池尻中 二億三五七五万円 (米組)

Table with 4 columns: 区道, 所在地, 延長(米), 費用(米)
● 区道の認定8件
計 一五四・三四 (賛成) 一四三・三六〇 (賛成)
(反対) 一〇・九八〇 (賛成)

- 高年齢者慶祝用品の購入(賛成全員)
敬老の日、七十五歳以上の区民に配布する
記念品(羽織下など)の購入。総額二四九八
万五七六円 (朝東急百貨店)
● 開発公社の組織変更(賛成全員)
現在の開発公社を、公有地拡大の推進に関
する法律に基づき土地開発公社に変更する。
これにより、土地のあっせんなど業務内容の
範囲が広がり、資金の確保や税法上の優遇措
置が受けられる。
● 農業委員会選任委員の推薦(賛成全員)
竹田茂委員の辞任に伴い、佐藤正男議員
(社会)を推薦。
● 位置訂正に伴う児童遊園条例改正(賛成)
烏山北 北烏山三丁目11-3
● 報告 十四件
○ 昭和四十八年十二月分及び昭和四十九年一
月分月出納検査
○ 昭和四十八年度定期監査
○ 財政援助団体監査報告書
○ 昭和四十八年度繰越明許費繰越計算書
○ 昭和四十八年度事故繰越し繰越計算書
○ 昭和四十九年度開発公社事業計画
○ 千歳温水プール・校舎増改築工事、児童の
傷害事故損害賠償の専決処分報告 五件

- 第二次定例会は、6月17日から24日までの
八日間開かれ、次の議案を可決した。
各会計補正予算三、印鑑条例など条例改正
七、小中学校校舎増改築工事などの請負契約
二十二、継続審議であった細網七号を含む区
道認定八、それに開発公社の改組、高齢者慶
祝用品の購入、保養所の取得、農業委員会選
任委員推薦の合計四十四件。
そのほか、17日の本会議で、繰越明許費計
算書など報告十四件が行われた。
● 一般会計第二次、国保・中学校給食費会計
第一次補正予算(賛成全員)
● 三件の記事は二ページに別掲。
● 印鑑条例改正(賛成全員)
本人に代わって印鑑の登録・証明を申請す
る場合、従来は収入印紙を貼った委任状が必
要だったが、代理人選任届(印紙不要)でも
よいとの解釈が示され改正するもの。
● 生業資金貸付条例改正(賛成全員)
貸付限度額三〇万円(特認四〇万円)を四
〇万円(五〇万円)にアップ。
● 児童手当条例改正(賛成全員)
児童手当法の全面施行に伴い、手当の名称
を変更し、該当事項が重複する場合も全額合
算(手当額は実質アップする)できるように
改定。
● 児童手当は第一子目から支給すべきだと
の委員会意見が付された。
● 国保条例改正(賛成全員)
保険料最高額五万円を八万円に引き上げ、
減免の範囲を拡大。施行は10月1日から。
● 世田谷北川荘の取得(賛成全員)
● 北川荘新設に伴う保養所条例改正(賛成)
以上二件の記事は二ページに別掲。
● 職員給与条例改正(賛成全員)
都職員と同様に区職員給与の暫定引上げ。
● 小中学校校舎・プール増改築工事請負契約
十五件(賛成全員)

- 第二次定例会は、6月17日から24日までの
八日間開かれ、次の議案を可決した。
各会計補正予算三、印鑑条例など条例改正
七、小中学校校舎増改築工事などの請負契約
二十二、継続審議であった細網七号を含む区
道認定八、それに開発公社の改組、高齢者慶
祝用品の購入、保養所の取得、農業委員会選
任委員推薦の合計四十四件。
そのほか、17日の本会議で、繰越明許費計
算書など報告十四件が行われた。
● 一般会計第二次、国保・中学校給食費会計
第一次補正予算(賛成全員)
● 三件の記事は二ページに別掲。
● 印鑑条例改正(賛成全員)
本人に代わって印鑑の登録・証明を申請す
る場合、従来は収入印紙を貼った委任状が必
要だったが、代理人選任届(印紙不要)でも
よいとの解釈が示され改正するもの。
● 生業資金貸付条例改正(賛成全員)
貸付限度額三〇万円(特認四〇万円)を四
〇万円(五〇万円)にアップ。
● 児童手当条例改正(賛成全員)
児童手当法の全面施行に伴い、手当の名称
を変更し、該当事項が重複する場合も全額合
算(手当額は実質アップする)できるように
改定。
● 児童手当は第一子目から支給すべきだと
の委員会意見が付された。
● 国保条例改正(賛成全員)
保険料最高額五万円を八万円に引き上げ、
減免の範囲を拡大。施行は10月1日から。
● 世田谷北川荘の取得(賛成全員)
● 北川荘新設に伴う保養所条例改正(賛成)
以上二件の記事は二ページに別掲。
● 職員給与条例改正(賛成全員)
都職員と同様に区職員給与の暫定引上げ。
● 小中学校校舎・プール増改築工事請負契約
十五件(賛成全員)

各会計補正予算・学校工事請負契約など四十四件可決
第一回定例会 6/17 ↓ 6/24

保健行政をどう受け入れるか

自民党 地方自治法改正の前に、いち早く受入準備に取り組んだ姿勢は高く評価する。区民は今後の区政の方向に大きく期待している。だが、準備期間はあつたが、早急に問題点を説明する必要がある。とくに、事務移管される保健所の増設が急務だ。時を同じく保健センターを建設することは非常に意義深いことだが、これと保健所との関係はどうか。また、人材の確保・財政の改善策も示せ。

環境部長 保健所とは十分打合せをしており、当区の場合はスムーズに移管されよう。二次検診は保健センターで行うことになる。都区一体制の中で、人事・財源についても自主性を主張していく。

用地確保が区政の最大の課題だ。区

代表質問

一般質問

環八に区民の足モノレールの建設を

世田谷区内を南北に走る環八は、自動車交通のみで区民の利用価値が少ない。モノレール建設調査を都で行っていると聞く。区が率先して具体策を検討せよ(共産)。

助役 モノレール建設の話は聞いた。輸送力が劣るなど難点はあるが、区民の便を考えると、その建設計画の実現に期待したい。

自治法改正で、区長公選と人事、事務事業の移管が実現する。財政権のない自治では区の将来が心配だ。これからの区財政と都配属職員の取扱い対策は(無所属)。

政の進めるべき道は土地の取得にある。そういう点から開発公社の改善を期待している。さらに、起債や基金を活用するなど土地対策の一層の強化をはかれ。

都区一体制をどう解釈するか

区長 再開発事業を進めるためにも代替地は必要だ。十分留意して努力する。

第三庁舎の建設案があれば示せ。区長 まだ検討する段階ではない。

区長 環八にモノレールを建設する。区長 環八にモノレールを建設する。区長 環八にモノレールを建設する。

区長 環八にモノレールを建設する。区長 環八にモノレールを建設する。区長 環八にモノレールを建設する。

区長 環八にモノレールを建設する。区長 環八にモノレールを建設する。区長 環八にモノレールを建設する。

区長 環八にモノレールを建設する。区長 環八にモノレールを建設する。区長 環八にモノレールを建設する。

い。今後は憲法上の地方公共団体といえるかが論争されよう。

区長 これからは区民と区が協力して区政に取り組みたい。積極的な住民参加を求め、区の独自性を強調せよ。また、区長は区長選挙に出馬する気があるか。

区長 法改正は社会原理として実を結んだものだ。今後のことは学問的に検討される。区長選挙への出馬はその時点で考える。

区長 法改正は社会原理として実を結んだものだ。今後のことは学問的に検討される。区長選挙への出馬はその時点で考える。

区長 法改正は社会原理として実を結んだものだ。今後のことは学問的に検討される。区長選挙への出馬はその時点で考える。

区長 法改正は社会原理として実を結んだものだ。今後のことは学問的に検討される。区長選挙への出馬はその時点で考える。

区長 法改正は社会原理として実を結んだものだ。今後のことは学問的に検討される。区長選挙への出馬はその時点で考える。

区長 法改正は社会原理として実を結んだものだ。今後のことは学問的に検討される。区長選挙への出馬はその時点で考える。



安くておいしい給食を。子どもたちには、給食が学校での最大の楽しみだ。写真=駒籠小にて。

し、対処しているか。

区長 区としてはできるだけ防衛するほか手がない。そのために消費者対策の充実など、意欲的に努力している。

区長 学校給食費アップでPTAは署名運動に立上った。区も一緒に立上り、産直・契約栽培を進めよ。

区長 関係機関へはすでに要請した。共同購入は調理場で行っているが、小学校も専門機関で検討中だ。

区長 大気汚染の根本対策を示せ。環七の住民測定調査に区も協力せよ。

区長 環境部長 区に権限はないが、他区より強力な調査をしている。民間調査との協力は技術的に困難だ。

区長 自治権拡充への決意を示せ。また、固定資産税一部すおきのPRをしたか。

区長 自治権拡充への決意を示せ。また、固定資産税一部すおきのPRをしたか。

区長・総務部長 事務移管対策本部をつくり、都と力を合わせ、円滑に効率的に行う。PRは「お知らせ」号で行った。

市民美術館の建設・国立劇場の誘致を

区長 人間形成の基本である教育には、環境づくりが大切だ。当区は文化教養都市をめざし施策を推し進めよ。そこで、一般市民・アマチュア・同好者が自由に利用できる「市民美術館」をつくれ。また、建設が計画されている「第二国立劇場」を当区に誘致できないか。

区長 教育は普遍性の中に個性を生かすのが理想だ。総合文化会館の用地もやっとならせたので、その中に美術館も含めて検討する。国立劇場の誘致は可能性があれば行いたい。

区長 母子住宅を増設し、母子住民手当を支給せよ。また、妊産婦に生牛乳を無料配布し、低所得者に区独自の貸付制度を行え。厚生・環境・福祉部長 母子寮は常時空室があり、優遇措置のある母子住宅もある。住宅だけの手当は法令上併給できない。保護家庭などには、本人の申請で粉ミルクか牛乳を配布している。貸付制度は社会福祉造する場合、水洗化融資制度の恩恵がない。くみ取りの水洗化工事と同じ融資が受けられるようにすべきだ(公明)。

土木部長 下水道法では浄化その撤去工事は明記していない。工事費も一般より安くできると思うが、融資方法を検討する。

区長 下高井戸駅の踏切の混雑はものすごく多い。近くの地下道を活用できないか(共産)。

区長 構造上そのままは使用できない。なんとか改良する方法を考えてみたい。な

協議会で行っており、貸付額の引上げを検討していく。

計画事業の選択を誤るな

区長 指摘のとおりだ。そのため、児童図書館などの予算計上が遅れている。また、計画の手直しのため、第二次補正予算では約五億円を計上しているのが現状だ。第三庁舎は、事務的には検討しているが、急を要するほどではないので、時機をみて考える。

区長 児童保育がなおざりにされている。積極的な取り組み姿勢を示せ。

厚生部長 昨年、プロック別にテスト保育を実施した。その結果をみて検討する。規程の判定や保母数など十分研究したうえで、51年度実施を目標に考えていく。

区長 下水道工事への物価の影響はどうか。助役 実際の経費は、15・20%もアップしており、都も苦慮している。完全普及はさらに遅れそう。

教育長 月五十円の補助を7月から実施する。国・都にも補助の要請をしている。一括購入方式などは、保管場所、輸送方法、人件費増、地元商店の育成など問題点がある。できるだけ努力していく。

区長 中丸小の校庭は狭くて直線が五十メートルもない。拡張不可能なので、屋上を使用するなどの対策を考えよ。同じケースが何校あるか。また、児童一人当たり面積の基準とその打開策を示せ(社会)。

教育長 一人十一平方メートルが基準で、中丸小は三・一平方メートル。屋上を使用しているが改善することは不可能だ。ほかにも五校あるが、解決策は学区の再編成しかない。

区長 狂乱物産で小中学校の消耗品は、昨年の半分も購入できない。予算は若干増額したが、これで十分だと思っているのか。

学校図書費も増額すべきだ(共産)。

教育長 物産分を見込み増額した。現在は支障はないと思うが、今後不足したときは検討する。

区長 4・11ゼネストで教職員組合へ警察の不当弾圧があり、区内でも捜索を受けた。区長はこれをどう思うか(社会)。

教育長 職員が警察に逮捕されたという事実には遺憾に思っている。

区長 職員が警察に逮捕されたという事実には遺憾に思っている。

区長公選・自治権を広げる運動 区議会活動のあらまし

「区長公選制」が復活した。昭和27年の廃止から実に二十三年ぶりの実現である。

今回の地方自治法改正は、都の特別区に関する事項の改正と市町村の複合事務組合制度の創設がその内容だ。区長公選制は、この特別区の改正事項の中の大きな柱の一つである。

特別区の自治権を広げる運動は、「区長公選」、「事務事業の移管」、「財政・人事権の確立」の三本を柱に行ってきた。今度の改正では、このうち「財政権の確立」を除いたほとんどの目的が達成したことになる。この改正までに区議会では、超党派でさまざまな運動を展開、やっとその悲願がかなったわけでは、この新しい段階を迎えて、世田谷区議会がその運動を今までのように行ってきたか、今一度ふり返って、今後の区政のあり方を考えてみよう。

議決した決議・意見書は三十回も

世田谷区が、特別区として誕生したのは昭和22年である。それから27年までの間、二度にわたって区民は区長を選挙によって選んでいる。当時は、公選区長であっても事務内容も少く、区の財源もわずかで、区長の思うような事業はできなかった。そのため世田谷区議会は、区の自治権を広げる運動を先頭に立てて行い、「自主的財政権確立に関する意見書」を24年に議決、衆・参両院議長・政府・都知事に提出している。その後も、27年の区長公選廃止のときは三回、区長選任問題で初の公選会を開いた34年には四回、都の事務事業が一部返還された39年には三回と、例年のように決議・意見書を議決。改正実現の今日まで議決したその数は、決議七回、意見書二十三回、合わせて実に三十回に及ぶ。そのほか、自治省や国会など関係機関に要請・要望した要望書が十一回もある。また、27年に区長選挙が廃止されたからその復活を訴えたものは、決議・意見書の議決が十一回、要望書提出が四回である。

区民へのPRと呼びかけ

区議会が43年に調査した世田谷区民のアンケートでは、区長の名前を知っていたのは三三%であった。また、公選制を主張した人は、回答の半数しかなかった。この運動は、区民の身近かなしごとを、きめ細かく区ができるようにするのがネライだ。それには区民にもこの運動を理解してもらわなければならない。

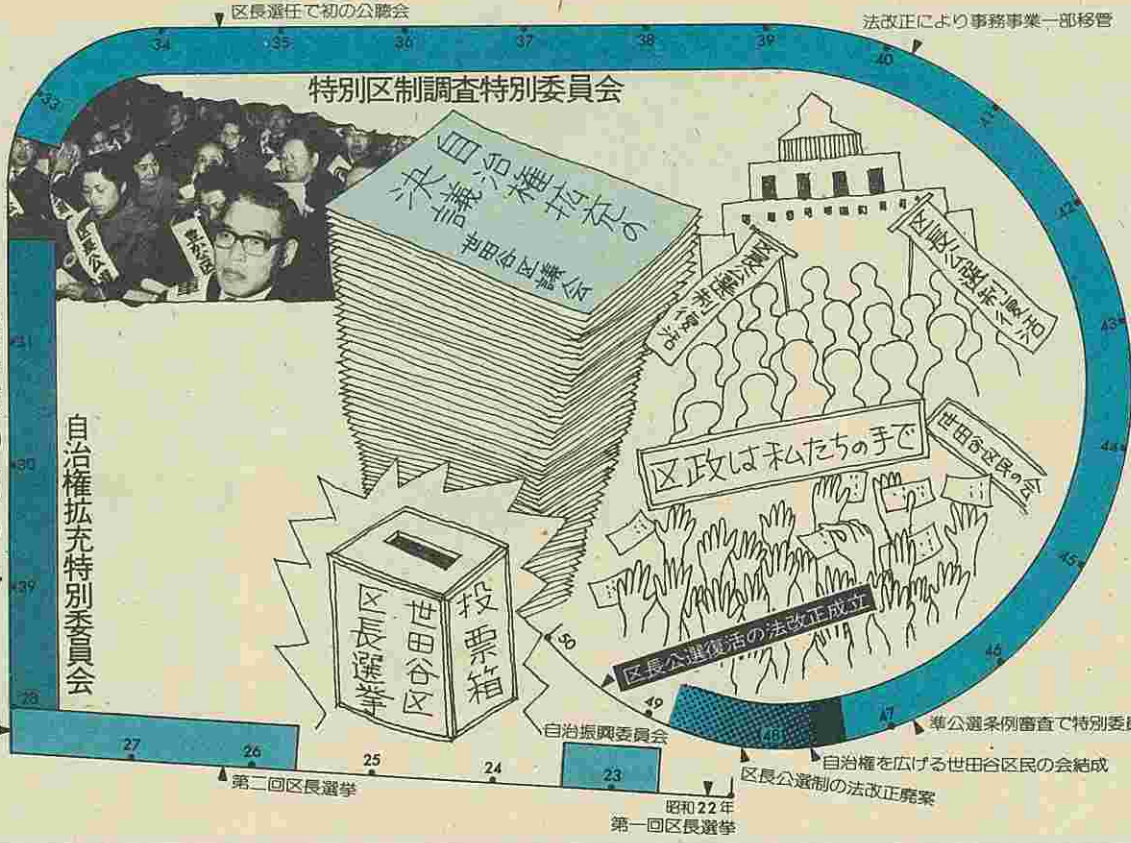
区議会では、わかりやすく区民にこの運動を訴えるため、いろいろPRを行った。まず27年には、「区民自治擁護連盟」を結成、区内主要駅で署名運動を行った。44年2月には、「区政は私たちの手で築いていこう」というチラシを新聞折込みで全世帯へPR。同年9月にも、「私たちの区政は地方自治の確立からのチラシを同じ方法で配布した。最近では、46年に「区長公選への対話集会」、「自治権を広げる世田谷区民の会」、「特別区自治権拡充大会」などを開催、その参加を区民に呼びかけた。これらは、区内のおもな駅頭で大勢の議員が、朝早くから夕暮れまで、文字どおりタスキがけで配布を行っている。

二十八年間も設置した専門委員会

区議会における自治権拡充の特別委員会設置の経緯は別図のとおりである。49年6月までに、これらの委員会が審議した回数は延二六一回。審議に参加した委員は延四二五人（毎年改選）。特別委員会を設置した通算年数は二十八年間である。全く長い長い運動だったといえる。

住民参加で大きく前進

今回の改選の大きな推進力となったのは、46年に各区で持ち上がった、区長公選連動「だ」といわれている。世田谷区では、区の自治権を広げる住民組織づくりの準備が区議会でも検討され、区内の各団体に呼びかけた。その結果、47年11月に「自治権を広げる世田谷区民の会」が結成された。呼びかけを行った46年から結成大会までの間、区民の手でポスターがつくれ、PR活動や大会プログラムを向回も準備会を開いて検討作成するなど、区民のパワーが



自治権を広げるための区議会のあゆみ

この運動に大きな力として加わった。この大会は、本年2月にも開催、その目的の一部が果たされたが、引き続き残っている区の財源確保」という大きな課題に取り組みため、近づく、再び大会開催を予定している。区議会では、「移管される事業に伴う財源をどう確保するか」、「区民のための施策実現にはどんな方法がよいか」など、「区の財政強化」を中心に、新しい問題に立ち向かってさらに活動を続けていく。

せたがやの民話と伝説

文・桜井正信
絵・阿伊染徳美

ホタルの光で 女が掘る用水



多摩川にそった村で、たいへんなことができた。村のひとたちは口にしなないが、みんな心がいたい。お上の命で、十二年ぶりの多摩川の水をひく工事がうまくいかないので、奉行が腹をたてていると、喜多見、吉沢、瀬田、野毛の村に伝えられたからだ。村入りの役人も、ムツとした顔つきで、肝入りの家にしきりに出入りした。なんとか早く工事をすすめ、水をとおし、お奉行にはじをかかせないように秘策をねった。

相談のすえ、村人が工事をうけおうと、きを田畑のひまな冬だけでなく、麦のとりいれのあとにすぐ工事をすることと、女衆をいれて人手をふやすことを奉行に申しでた。

申し入れは、そのまま奉行のお達しと返ってきた。「どうすればいいんだ。乳のみ見をかかえて」

村むらでは、女が工事にくわわること、また新たな心配頭。

相談のすえ、村人が工事をうけおうと、きを田畑のひまな冬だけでなく、麦のとりいれのあとにすぐ工事をすることと、女衆をいれて人手をふやすことを奉行に申しでた。

申し入れは、そのまま奉行のお達しと返ってきた。

「どうすればいいんだ。乳のみ見をかかえて」

村むらでは、女が工事にくわわること、また新たな心配頭。

相談のすえ、村人が工事をうけおうと、きを田畑のひまな冬だけでなく、麦のとりいれのあとにすぐ工事をすることと、女衆をいれて人手をふやすことを奉行に申しでた。

申し入れは、そのまま奉行のお達しと返ってきた。

「どうすればいいんだ。乳のみ見をかかえて」

村むらでは、女が工事にくわわること、また新たな心配頭。

相談のすえ、村人が工事をうけおうと、きを田畑のひまな冬だけでなく、麦のとりいれのあとにすぐ工事をすることと、女衆をいれて人手をふやすことを奉行に申しでた。

申し入れは、そのまま奉行のお達しと返ってきた。



でもよくするには、それだけの力が必要で、来年からこうした大きな課題が区政の柱となることを予想されます。区議会だより、区政全般に対するご意見、ご要望をお寄せください。今度の区議会は9月に開かれます。傍聴などのお問合せは世田谷区議会事務局（四二二）一一一一、内線五九〇―五九八まで。

編集後記

議員の住所・電話番号変更
菅田昌宏（自民）704三三八〇八
甲斐内治郎（公明）北鳥山二丁目23-7
(307)二二八八